

精子 凍結保存継続 依頼書

住所：千葉県船橋市本町6-1-7 エスペランサK 2F
船橋駅前レディースクリニック 院長 木村 秀崇 殿

貴院で保存している、保存期限が西暦 年 月末日 (※) の凍結精子を以下の期日まで継続保存することを希望します。

患者記入欄 「精子 凍結保存継続」を 依頼します 依頼しません

新保存期限（西暦 年 月末日まで）上記 (※) の1年後を
ご記入ください

精子の所有者

ID 署名（直筆） 同意日：西暦
住所
〒

必ずご本人が直筆でご署名をお願いします。
ご本人以外の方が署名された場合、有印私文書偽造として刑事罰をうけることがあります。

凍結保存継続の手続きは、

- 1) 「精子 凍結保存継続」書類（本書）のご提出
- 2) 翌年分の「凍結更新」費用のお支払い

により完了となります。書類の提出は、郵送あるいは当院窓口のいずれかで、お支払いは、銀行振込（当院指定の下記口座）あるいは当院窓口のいずれかで承ります。

精子凍結更新費用： 27,500 円（税込）1回の採取での凍結分全て

（凍結保存期限満了日から1年間：1年以内に融解・使用・廃棄した場合にも返金はありません。）

* 初回の保存期限は凍結した日から1年後の月末となり、以降は1年毎に更新が必要です。凍結保存期限日までに更新の手続きがない場合には、凍結保存物の所有権を放棄されたものとみなし、廃棄いたしますのでご注意ください。凍結保存期限日までに更新の手続きを済ませなかった場合には、凍結保存期限日の翌々月1日をもって自動的に廃棄させていただきます。ただし、凍結保存期限満了日の翌月末までに更新のお手続きをされた場合は、当院で更新を認めるか否かを審査した上で判断させていただきます。

* 次の場合は患者さまの意思に関わらず、凍結保存物が廃棄されます：行方不明または死亡した場合、生殖年齢を超えた場合、凍結保存継続の更新手続きがされなかった場合、天災や災害などの不可抗力的な要因により凍結保存物に損傷や紛失が生じた場合

* 「精子 凍結保存継続」書類（本書）は、当院ホームページからダウンロードが可能です

振込先 常陽銀行 船橋支店
普通預金 口座番号 1016272
フナバシエキマエレディースクリニック インチョウ キムラヒデタカ
* お名前の前に「診察券番号」を西暦で入力して下さい